

横浜町農業・水産業経営継続支援給付事業のお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大による資材及び燃料等の高騰のため経済的な影響を受けている農林水産業経営者に対して、事業経営の継続と維持を図るため、「横浜町農業・水産業経営継続支援給付金」を支給します。

1 対象

- ①令和4年4月1日現在で町内に住所を有する個人又は農業法人等の代表者。
- ②令和3年分の農林水産業での販売実績があり、令和4年4月1日現在も継続して事業を行っている者。
- ③横浜町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

2 支給額

農業	① 認定農業者（認定新規就農者含む） 経営に必要な農業用機械等を所有していること	2万円
	② 畜産業（肉牛、乳牛、養豚、養鶏、養蜂） 経営に必要な農業用機械等を所有していること	2万円
	③ ①及び②以外の農業者で前年分の農作物販売金額（家事・事業消費金額及び雑収入を除く）のある者 経営に必要な農業用機械等を所有している者	2万円
水産業	④ 横浜町漁業協同組合組合員であり船主である者	2万円

3 申請書類

- ① 横浜町農業・水産業経営継続支援給付事業交付申請書
- ② 令和3年分の確定申告書等及び収支内訳書等の写し
- ③ 振込先通帳（表紙及び見開き1・2ページ）の写し

4 申請期間

令和4年6月30日（木）まで

※個人又は農業法人等の代表者と同一人物の場合はいずれか一方とする。

※「2 支給額」の各区分ごとでの重複受給はできません。

※横浜町臨時飲食店等支援給付事業給付金、横浜町小売店等支援給付事業給付金及び横浜町直売施設生産団体等支援事業助成金との重複受給はできません。